

# 令和7年一級建築士試験「設計製図の試験」課題ガイダンス

課題名「庁舎」

2025/07/25



## 要求図書

- 1階平面図・配置図（縮尺 1/200）
- 各階平面図（縮尺 1/200）  
※各階平面図については、試験問題中に示す設計条件等において指定する。
- 断面図（縮尺 1/200）
- 面積表
- 計画の要点等

近年同様に地下階の有無、基準階構成等が試験当日までわからない出題形式  
また1階と各階なので、2階建の出題対策は不要（2階建は難易度が低くなりすぎる為）  
昨年同様に計画の要点「等」と記載されている通り、構造や設備知識を概略図  
等を用いて確認される事も予測される。



# 建築物の計画に当たっての留意事項

- ・敷地の周辺環境に配慮して計画する。『動線』 歩車分離 + 近隣駐車場や関連施設等に配慮した出題可能性
- ・バリアフリー、省エネルギー、二酸化炭素排出量削減、セキュリティ等に配慮して計画する。
- ・各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。
- ・大地震等の自然災害が発生した際に、建築物の機能が維持できる構造計画とする。
- ・建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- ・構造種別に応じて架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。
- ・空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

昨年と全く同じだが、『大学と庁舎の異なる用途に於ける計画の違い』はある。

海外移住者や乳幼児から高齢者など多様な世代に配慮（多交流 / ユニバーサルデザイン）

建築物の機能が維持できる防災拠点としての構造及び設備計画等を確認しておきましょう

構造 C1 ~ C11 ページ（C8：免震建物の計画） / 法規 B11 ~ 14+ 追録：ユニバーサルデザイン  
設備・環境 D11 ページ省エネ実現及び再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立度を高めた計画  
Step2-1月～6月の答案用紙II解答例を確認しておきましょう



## 注意事項

「試験問題」及び「建築物の計画に当たっての留意事項」を十分に理解したうえで、「設計製図の試験」に臨むようにしてください。

**課題用途及び留意事項を理解した上で、  
各答案用紙に計画を反映※型を完成させる※**

なお、**建築基準法等の関係法令**や**要求図書、主要な要求室等の計画等**の設計と条件に対して**解答内容が不適合**又は**不十分**な場合には、

「設計条件・要求図面等に対する重大な不適合」等と判断されます。

**法適合 / 設計と条件に従い、要求室や要求図書等に指定された内容を各答案用紙に表現**



## 庁舎の用途と建築可能な用途地域

執務スペースや市民サービスのスペースが主となる場合、建築基準法上の用途は『事務所用途』に該当

事務所用途（出題想定面積：2100 m<sup>2</sup>以上）で建築可能な用途地域：

**第一種住居地域 3000 m<sup>2</sup>以下** / 第二種住居地域 / 準住居地域 / 住居以外の地域

→ 第一種中高層住居専用地域や第二種中高層住居専用地域は原則不可なので北側斜線制限の検討不要

ただし、可能性は極めて低いが、

当該建築物が公益上必要な建築物に該当し、かつ都市計画法第48条に基づいて、都市計画審議会の意見を聴いた上で特定行政庁の許可を受けた場合は、建築可能となる。

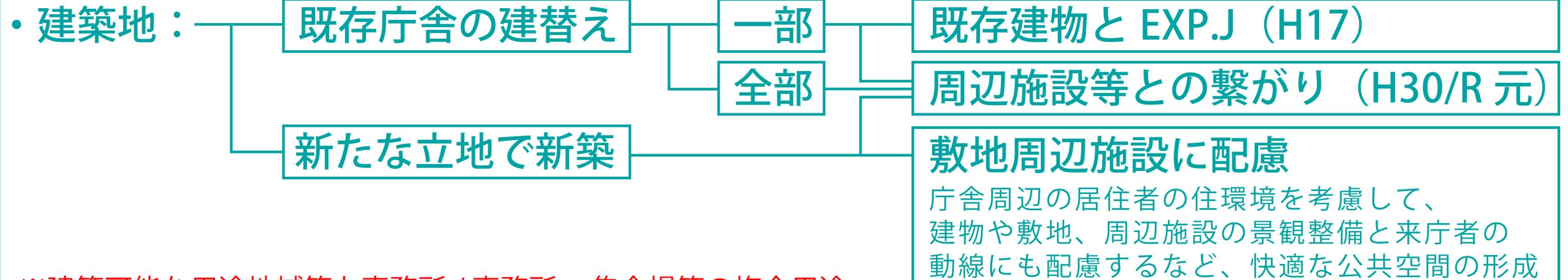
特例による建築を前提とする場合には、建築基準法に基づく北側斜線・道路斜線・日影規制等の形態制限は通常通り適用されるため、計画上で考慮が必要である。

※議会関係施設（議場等）や住民の交流施設（多目的ホール等）などの「集会場用途」、ならびに物販店舗や飲食店等、または150 m<sup>2</sup>を超える駐車場が設けられる場合には、事務所用途と他用途との複合用途として計画されるケースが想定されます。平成20年の試験制度改正以降、令和4年に出题された「事務所ビル（コミュニティホール含む）レストラン程度」の複合用途は、出题される可能性はある

結論：

用途で考えず、いつもの試験で出题される用途と同じ考え方で進める

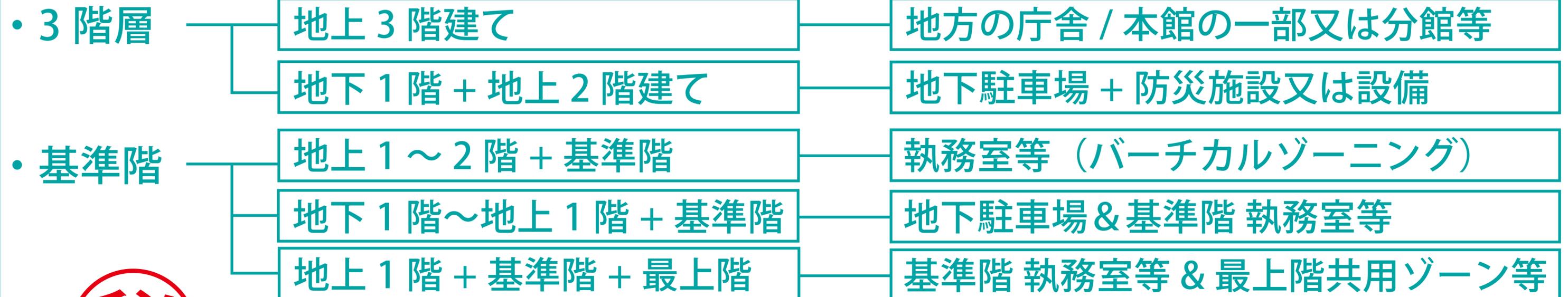
## 想定される敷地及び周辺条件



※建築可能な用途地域等と事務所 / 事務所 + 集会場等の複合用途

## 想定される建築物：階数

※議会（議場）の有無 / 基準階 2 平面の出題について



# 求められる庁舎の機能

—官公庁施設の建設等に関する法律—

庁舎は、それぞれの用途に応じて、**公衆の利便**と**公務の能率**上適当な場所に建築し、公共施設として、親しみやすく、便利で、且つ、安全なものでなければならない。

この法律において「**庁舎**」とは、**国家機関がその事務を処理するために使用する建築物**をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

市民の生活状況の変化や節目ごとに様々な支援やサービスを提供する役割  
&  
それを支える行政活動の拠点・職員の執務空間としての役割



計画に当たっては、特に、次のことが求められている。

- (1) 地域の拠点となる庁舎
- (2) 地域住民等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインとする。
- (3) 災害時の防災拠点として地域住民の安全を守る機能を有する。
- (4) 環境への取り組みを先導して行っていく施設とする。
- (5) 将来の変化に柔軟に対応できるフレキシブル性を有する。

秘

# 公衆の利便

# 公務の能率

## ユニバーサルデザイン

人にやさしい 誰もが利用しやすい

インフォメーションカウンター / 入退管理 / 守衛室 / 通用口

1階総合窓口 + 待合スペース

歩行者が集中するアプローチ  
→ 前方に障害物（屋外施設）がない  
メインエントランス

視認性

地域の拠点

## 多交流

親しまれる庁舎

特定天井  
多目的ホール  
市民活動室  
情報センター  
食堂 売店  
【飲食店等】

## 明確なゾーニング 明快な動線計画

低層階  
育児関係

二方向避難  
(重複距離 / 敷地避難経路)

非構造部材：A類  
建築設備：甲類

備蓄倉庫  
緊急車両スペース

非常用電源  
断水時の受水槽 雨水の中水利用

スプリンクラー / アラーム弁室

## 防災

安全・安心

構造体：I類  
免震構造

自然採光  
自然換気

雨水の中水利用

無柱空間 OAフロア  
フレキシブル（可変性）

窓口

セキュリティ  
プライバシーの配慮

執務ゾーン【事務所】

バーチカルゾーニング  
フロアゾーニング

## 施設の長寿命化

機能的・効率的

Nearly ZEB

経済性 LCCの低減

## 環境配慮

環境共生の先導的役割

## パッシブ技術

≠採光面積

創エネ技術

議会（議場）

【集会場】



## 庁舎の機能：来庁者ゾーン

### ① 敷地周辺に配慮した計画

- 庁舎周辺の居住者の住環境を考慮して、建物や敷地、周辺施設の景観整備と来庁者の動線にも配慮 **(must)**
- 庁舎の屋上や庁舎の周囲や進入路などを活用した緑地の配置 **(Best)**

### ② 公衆の利便性

#### ○ 総合窓口（ワンフロア集約連携サービス）

1階に利用が多い市民窓口を集約した総合窓口を導入し、書類の受け渡し等で連携し、動線に配慮 + 待ち時間の短縮を図る

#### ○ 窓口の集約に対応したゆとりのある待合空間を、総合窓口に併設

#### ○ プライバシーに配慮した共用の個室相談室を設置（主に相談を行う部署は低層階に配置し、専用の相談室を確保）

### ③ ユニバーサルデザイン（人にやさしい庁舎）

#### ○ 敷地入口及び駐車場などから庁舎へのアプローチは、円滑な動線計画とする。 **(must)**

#### ○ 通路や廊下などの共用部分は、利用しやすくなるような幅（有効1.8m以上）や機能（動線交錯や曲がりが少ない）を確保 **(must)**

#### ○ 庁舎出入口及び1階の総合窓口のフロア内に総合案内を設置し、『案内係（コンシェルジュ）』を配置 **(must)**

#### ○ 誰でもトイレを、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の「誘導基準」に基づき設置 **(must)**

#### ○ 子育て関連の窓口の併設して、赤ちゃんの駅（おむつ替え / 授乳室 / 離乳食スペース）・キッズスペースを設置 **(must)**

### ④ 単に行政サービスを提供するだけでなく、多様な市民活動を支え、市民同士の交流を促す拠点施設

#### ○ 一時的に広い空間を必要とする行政事務やイベントに利用できる多目的スペースを設置

#### ○ 打ち合わせコーナーや印刷機などの機材が設置された市民活動支援スペースを設置

#### ○ 市政や地域活動の情報を紹介する『総合情報コーナー』を設置

#### ○ 市民が利用しやすい食堂や売店の設置



## 庁舎の機能：執務ゾーン

- ① 様々な社会変化に伴う業務内容や組織体制の見直しにも柔軟に対応できる、開放的で明るい執務空間
  - 事務処理を効率的かつ円滑に行うため、「総務省の地方債同意基準（国基準）」にある職員一人あたり 4.5 m<sup>2</sup>に準じた執務空間を確保
  - 執務空間には、各課の間に間仕切りは設けず、机やイスなどの什器類の大きさ・配置と執務室のレイアウトを統一化した、引越し経費の削減にも効果のあるユニバーサル・フロアを導入
  - 休養室、更衣室等を適切な配置
  
- ② 打ち合せや作業などのための共有スペース
  - 日常的に必要な打ち合せや作業、O A 機器が設置できる共有スペースを配置
  - 外部施設の職員が待機できる共有スペースの確保
  
- ③ セキュリティ対策
  - 執務空間のセキュリティ確保
  - 窓口階におけるシャッターや施錠、必要箇所への防犯カメラ設置等
  - 会議室・書庫・備品倉庫などを配置
  
- ④ 情報管理室を設置し、個別管理のサーバも含め集中管理
  - 事務処理を効率的かつ円滑に行い、情報の流出の防止や災害時の情報保護を図っていくため、入退室などのセキュリティや空調などの設備が十分管理された情報管理室を設置し、情報・通信機器などの一元管理
  - 床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロアを導入



## 庁舎の機能：議会施設

- ①機能的独立性を維持する一方で、市民が身近に感じられる場としての環境整備（施設の配置）
  - 本会議および委員会開催時の利便性を考慮し、議場、委員会室、会派控室、議会会議室、議会事務局等、議会関係施設等議場のほか、議会活動に必要な諸室を可能な限り同一フロアに集約
  - 来庁者が議会事務局で受け付けをした後、議員と面会することとなるよう、動線およびセキュリティーに配慮
  - ICT環境の整備
  
- ② 議場 / 傍聴席
  - 議員と傍聴者に配慮した動線の確保
  - ユニバーサルデザインを基本とする（エスカレータやエレベータの設置）
  - 傍聴席を議場内全体の様子が分かりやすい位置で独立した配置
  
- ③正副議長室 / 委員会室（議員席 + 職員席スペース） + 職員待機（控え）室 / 会派控室：議員 1 人あたり 10 m<sup>2</sup>
  - 委員会室や会派控室等は、改選等に伴う会派数の変更を考慮し、可動式の間仕切りを備えた柔軟な構造
  
- ④議員ロビー
  - 来庁者のプライバシーに配慮した空間構成
  - 書架を設置（議会図書室とは別）
  - ICT環境の整備



# 想定される建築物：構造



## • 構造種別

### 耐火建築物 + 準不燃以上の内装仕上

#### 官庁施設の総合耐震計画基準概要（部位 / 分類 / 耐震安全性の目標）

##### 構造体：Ⅰ類

大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られている。

##### 非構造部材：A類

大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

##### 建築設備：甲類

大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

### 免震構造又は制震構造

耐震安全性の分類がⅠ類又はⅡ類 + 災害応急対策活動に必要な施設

免震構造の出題可能性と合わせて、知っておいた方がよい点：

基礎梁又は免震層下部に設けるピット（消防用貯水槽等） / 免震構造の下部に地盤改良又は杭基礎（初出題の可能性）

柱頭免震工法（地下階又は高低差のある敷地の1階柱部分等含め、中間階での免震工法）

【※9月以降】

【OAフロア / ラーメン架構 + 保有水平耐力ルート3で検討→で間仕切壁≠躯体壁】

梁貫通孔は、せん断余裕度の小さい部位を避けて設け、必要な補強を行う。

柱、梁には、配管等の埋設は行わない。また、壁、床版は、埋設される配管等による影響を考慮する。

片持ち床版は、持ち出し長さが過大にならないようにするとともに、設計荷重を割り増す等により版厚及び配筋に余裕を持たせる。